

# 君津市地域福祉計画とは

## 1 概要

○君津市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられ、君津市における地域福祉施策・事業の基本的な展開方向を示すものです。

(市町村地域福祉計画)  
社会福祉法第 107 条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

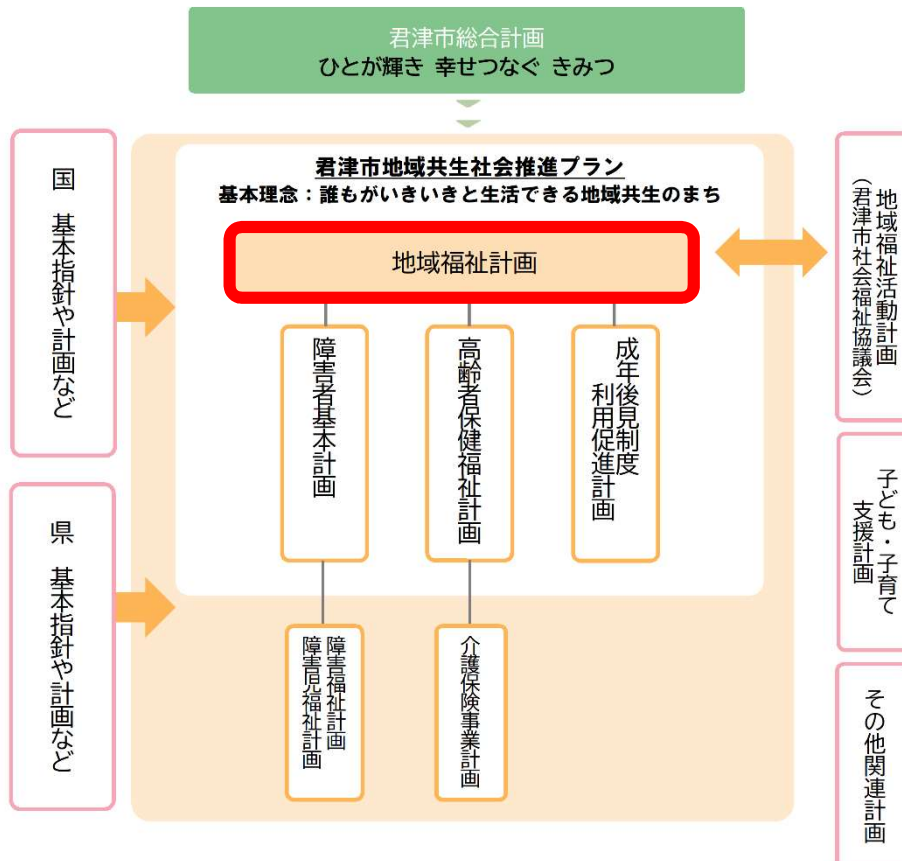
- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

### ○計画期間

第三次地域福祉計画（令和元年度～5年度）

第四次地域福祉計画（令和6年度～11年度）

## 2 計画の位置づけ（第四次計画）



### 3 計画の推進体制

